

令和6年度実施の年次報告方法について示したものです。
年次報告の時期になりましたら、対象の医療機関あて、
メールにてご案内させていただく予定です。

感染症法上の医療措置協定に関する 年次報告（G-MIS利用）方法

R6.12

長崎県地域保健推進課

G-MIS とは

- ✓ 全国の医療機関から、稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援する、厚生労働省が運営するシステムです。医療機能情報提供制度や薬局機能情報提供制度のオンライン報告に利用されています。
- ✓ コロナ禍は、G-MISを通じて医療機関から日次報告や週次報告等をいただくことで、個人防護具の不足状況、発熱外来のひっ迫状況、入院可能な病床の把握等に利用されました。
- ✓ 令和6年12月より、「感染症関連調査」項目が追加・整理され、感染症法上の医療機関への調査が実施されます。

最新のお知らせ

新着情報

カテゴリ

件名

公開開始日

NEW

新興感染症関連

テストお知らせ

2024/11/26

すべて表示

※初回ログイン時は担当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください

追加

感染症
関連調査

後方支援
医療機関
についての調査

病床
機能報告

外来
機能報告

特例水準申請
(医師時短計画)

各種
調査・報告

医療機関用マニュアル

- ▶ 病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用操作マニュアル
- ▶ 医療機関用緊急配布要請(SOS)操作マニュアル
- ▶ 医療機関用各種調査・報告回答操作マニュアル

入力要領 (感染症関連調査)

- ▶ 入力要領 (病院用・有床診療所用)

地域病床見える化

よくあるご質問

テスト1115 撤回

・日次承認依頼メールとは何ですか。

・一度停止した日次承認依頼メールを再度配信できますが、その際の登録方法について教えてください。

・日次承認依頼メールの配信先を追加する方法を教えてください。

・日次承認依頼メールの宛先変更はできますか。

新規お問合せ

未回答 (全期間) 日次調査 (新型コロナウイルス)

実績日	タイトル	回答ステータス
-----	------	---------

2024/11/18 検査依頼 日次調査 (新型コロナ)

報告の求め

【感染症法第36条の5】

- 協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。
- 報告すべき医療機関は、電磁的方法により当該報告を行わなければならない。（第1種協定指定医療機関）
- 報告すべき医療機関は、電磁的方法により当該報告を行うよう努めなければならない。（第2種協定指定医療機関）

【医療措置協定（第8条または第9条）】

- （協定の実施状況等の報告）乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行う（よう努める）。

報告の時期	頻度	報告の内容
平時	年1回 ※年次調査	協定締結医療機関の運営の状況等
有事（感染症発生・まん延時）	協定の内容により毎日又は週1回 ※日次調査、週次調査	協定の措置の実施の状況等

- ✓ 努力義務の場合も、可能な限りG-MISから回答（報告）をお願いします。
- ✓ G-MISは、次の感染症有事の際、コロナ禍と同様に日次調査・週次調査・个人防护具の緊急配布要請等に使用されるシステムで、病床見える化機能も継続されます。
- ✓ G-MIS機能の、一部は、今後感染症有事に備えた訓練にも使用されます。

年次報告（※今回報告をお願いするもの）

【対象】 医療措置協定締結済（10/1締結まで）の医療機関
（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）

【回答期間】 令和6年12月9日（月）から令和7年1月10日（金）

【回答時点】 協定の措置に係る運営の状況等（例 個人防護具の備蓄数）
→令和6年12月15日時点

※研修又は訓練参加・受講状況について（長崎県の場合）
→令和6年度中の受講等状況（予定を含む）

【回答画面】 G-MISログイン後の「感染症関連調査」ボタンから回答

【報告の公表】 平時→都道府県や全国の値として集計され公表
有事→項目を増やして公表される予定

（※コロナ禍の医療機関の公表情報等を参考）

注意事項

- ✓ 回答の際は、協定をお手元に準備のうえ、ご回答ください。
- ✓ 回答項目と協定の内容等を比較した具体的な回答方法をスライド6から示しています。
- ✓ 都道府県によって協定内容が異なることがありますので、長崎県の場合はスライド6からの詳細説明に沿ってご回答をお願いします。
- ✓ G-MISの操作方法や項目そのもののお問い合わせなどは、スライド5の問い合わせ先を参照してください。

問い合わせ先

① G-MISへのログイン方法について

厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html) 掲載の「G-MIS操作マニュアル(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用)」をご確認のうえ、よくあるお問い合わせについては「G-MISに関するQ&A」よりご確認ください。

② 報告内容に関する質問

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当 (G-MIS専用)

メールアドレス: shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

(問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名(所在地、担当者名)を明記すること。)

③ G-MISシステム・操作に関する質問

厚生労働省 G MIS 事務局

メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

TEL:050-3355-8230

(土日祝日、年末年始を除く平日9時~17時)

④ 本資料に関する問い合わせ先

長崎県福祉保健部地域保健推進課 s040309kansen@pref.nagasaki.lg.jp

回答方法（全機関共通）（まずはログイン）

画面1



ユーザ名

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れですか？](#)

【医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度でG-MISをご利用になるご担当者様へ】

ユーザ名（ログインID）は、【厚生労働省G-MIS事務局】よりお送りしているメールに記載されています。または、都道府県等から案内されている可能性があります。まずは、G-MIS事務局からメールが届いていないか、都道府県等から案内が届いていないかご確認ください。ご不明点等ある場合は「よくあるお問い合わせ」を確認していただき、都道府県窓口へお問い合わせください。

[医療・薬局機能情報提供制度のログインに関する「よくあるお問い合わせ」はこちら](#)

[医療機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら](#)

[薬局機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら](#)

- ✓ インターネットの検索画面で「G-MIS」と検索
↓
- ✓ 「G-MIS ログイン」というサイトをクリック
↓
- ✓ （画面1）ユーザ名とパスワードを入力しログイン

注）ユーザ名とパスワードは、G-MIS登録時に事務局から送付されているメールに記載されています。

注）ご質問は問い合わせ先（スライド5）の①へ

- ↓
- ✓ （画面2）ログイン後、G-MISを選択し、クリック

ご利用のシステムをクリックしてください。
新しいタブでページを開きます。

画面2



G-MIS

医療機関等情報支援システム

回答方法（全機関共通）

(画面3) 「感染症関連調査」をクリック

画面3

最新のお知らせ

新着情報

カテゴリ

公開開始日

NEW

新着/感染症関連

テストお知らせ

2024/11/26

すべて表示

※初回ログイン時は当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください

感染症
関連調査

後方支援
医療機関
についての調査

病床
機能報告

外来
機能報告

特例水準申請
(医師時短計画)

各種
調査・報告

医療機関用マニュアル

- 入院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用操作マニュアル
- 医療機関用緊急配布要請(SOS)操作マニュアル
- 医療機関用各種調査・報告回答操作マニュアル

入力要領 (感染症関連調査)

- 入力要領 (病状用・有床診療所用)

地域病床見える化

よくあるご質問

テストメールの戻り

- ・日次連絡依頼メールは送信ですか。
- ・一度停止した日次連絡依頼メールを再度配信できますか。その際の登録方法について教えてください。
- ・日次連絡依頼メールの配信先を追加する方法を教えてください。
- ・日次連絡依頼メールの配信先変更はできますか。

新規お問合せ

未回答 (全期間) 日次調査 (新型コロナウイルス)

実績日 タイトル 回答ステータス

2024/11/18 検査実施 日次調査 (新型コロナウイルス)

回答方法（全機関共通）

画面 4

- ・令和6年度より、感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関の年次調査・日次調査・週次調査に係る回答機能を追加しました。
- ・个人防护具を緊急で確保する必要がある場合は、「緊急配布要請」のボタンから要請してください。
- ・新型コロナウイルス感染症については、従来の日次調査（新型コロナ）・週次調査（新型コロナ）の機能をご活用ください。

年次調査

医療措置協定
締結医療機関
運営状況調査

日次・週次調査

新興感染症

緊急配布要請

（画面4）「年次調査」をクリック
※画面4以降は、10/1までに協定を締結した医療機関のみ先に進むことができます。

回答方法（全機関共通）

※病院を参考事例として表示

（画面5）

- ✓ **病院と診療所**は①協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）と②協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）のどちらも回答（報告）する必要があります。①にしかない項目や②にしかない項目がありますので、例えば自宅療養者等への医療提供についての協定しか締結していなくても、②だけでなく①の回答も必要です。
- ✓ **薬局と訪問看護事業所**は、1つにまとめられていますので、②の回答のみです。

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 知らせ お知らせ FAQ 医療機関マスタ

画面5

① 協定締結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱外来/後方支援)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_病院_年次調査	✓ まずは、①の該当年度（今回は2024年度）の「病院_年次調査」をクリック（画面6へ）	病院	3456789012
2024年度_病院_年次調査		病院	3456789012

すべて表示

② 協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_病院_年次調査	未回答	病院	3456789012
2024年度_病院_年次調査		病院	3456789012

すべて表示

厚生労働省G-MIS事務局
電話番号：050-3355-8230(土日祝日を

✓ 回答ステータスは、当初「未回答」となっていますが、回答が完了すると「未回答」が消えるので、全ての回答が終わりましたら最後に「未回答」が消えていることを確認してください。

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

回答方法（全機関共通）

[A]基本情報

※病院を参考事例として表示

日次調査

2024年度

年次調査

画面 6

提出日 実績日 医療機関名 医療機関コード

都道府県と貴施設にて協議・締結している医療措置協定に基づいて回答してください。
協定の内容を変更する場合は、所在する都道府県と必ず事前に協議を行ってください。

【回答方法】

各項目の右側にある / マークのいずれかを押下すると編集画面に変わりますので
そちらからご回答ください。

✓ 協定の内容は、県からあらかじめ登録済みですので
◇の項目は、原則として対応不要です。（※協定の
内容を変更したい場合は、別途変更協議申出書を県
ホームページからダウンロードして、県に事前に申
し出してください。G-MIS上で入力しても、協定は
変更されません。

✓ 10/1以降に県から変更承諾を受けた方のみ、反映
されていない項目がある場合がありますので、必要
に応じて◇の項目に入力してください。

✓ この画面以降、[A]基本情報～[F]医療人材派遣の項
目は、回答（選択又は入力）や☑をすることなく（空
欄可）、先に進むことができます。（協定締結してい
ない項目など、表示されても空欄可。）その場合も、
内容（反映ミスがないか）は確認してください。

[A]基本情報 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定の内容を変更する場合は、所在する都道府県と
必ず事前に協議を行ってください。

[A]基本情報

A001_協定締結医療機関



A002_協定締結日

A003_協定解除日

A004_特定感染症指定医療機関としての感染症病床数 県内該当なし

◇A001_協定締結医療機関



◇A002_協定締結日

◇A003_協定解除日

◇A004_特定感染症指定医療機関としての感染症病床数

県からあらかじめ登録済み（該当☑または数字）

◇の項目は、10/1以降に県へ協定の変更協議申出書を提出
し、県から変更承諾を受けた機関で必要な場合のみ入力

回答方法（全機関共通）

[A]基本情報

※病院を参考事例として表示

画面6 続き

県からあらかじめ登録済み（該当☑または数字記載済）

◇の項目は、10/1以降に県へ協定の変更協議申出書を提出し、県から変更承諾を受けた機関で必要な場合のみ入力

A005_第一種感染症指定医療機関としての感染症病床数

✓ 県内1病院のみ対象

◇A005_第一種感染症指定医療機関としての感染症病床数

A006_第二種感染症指定医療機関としての感染症病床数

✓ 県内11病院のみ対象

◇A006_第二種感染症指定医療機関としての感染症病床数

A007_流行初期確保措置付き医療機関（病床確保）

✓ 本県の場合、流行初期から20床以上または10床以上の協定が☑（協定第5条第2項に「第3条第1号」と「流行初期医療確保措置」という文言があるものが対象）

◇A007_流行初期確保措置付き医療機関（病床確保）

A008_流行初期確保措置付き医療機関（発熱外来）

✓ 本県の場合、流行初期から20人/日以上以上の協定が☑（協定第5条第2項に「第3条第2号」と「流行初期医療確保措置」という文言があるものが対象）

◇A008_流行初期確保措置付き医療機関（発熱外来）

A009_病床確保に対応する医療機関

✓ いずれかの時期に、1床以上確保する協定であれば☑

◇A009_病床確保に対応する医療機関

A010_発熱外来に対応する医療機関

✓ いずれかの時期に、1人/日以上対応する協定であれば☑

◇A010_発熱外来に対応する医療機関

A011_自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関

✓ いずれかの時期に、自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等、障害者施設等への対応が、いずれか「可」である協定であれば☑（健康観察のみ場合は☑）

◇A011_自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関

A012_後方支援に対応する医療機関

✓ いずれかの時期に、一般患者または回復後の患者受入が、いずれか「可」である協定であれば☑

◇A012_後方支援に対応する医療機関

A013_医療人材派遣に対応する医療機関

✓ 医師、看護師、その他職種のうちいずれかの人材を、いずれかの時期に、1人以上派遣する協定であれば☑

◇A013_医療人材派遣に対応する医療機関

A014_特記事項

◇A014_特記事項

[薬局]の場合、人材派遣に関する協定は締結していないのに、A013に☑がある場合があります。その場合、◇A013の☑を外すということできませんので、◇A014_特記事項へ、「◇A013医療人材派遣に関する措置はなし。」と文字入力をお願いします。G-MISへ登録している県の情報が間違っている場合でも、協定の内容には問題ありません。（協定締結の状況は県ホームページ掲載のとおりです。）

- ✓ A005～A008以外の項目は、県ホームページで公表している協定締結状況一覧の貴機関の部分で「○」がついている項目に☑がついています。
- ✓ A014_特記事項は、必要があれば記載してください。各項目に関する特記事項欄は別途設けられていますので、この項目に県から記載を依頼する事項はありません。

回答方法（病院・有床診）

※病院を参考事例として表示

画面6 続き

[B]病床確保-流行初期 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定の内容を変更する際は、所在の都道府県と事前に協議を行ってください。

こちら側は県からあらかじめ登録済み
(数字)

B001_確保病床数

✓ このマークをクリックすると、ヘルプテキストが見えます。
◇B001_確保病床数

B002_確保病床数（うち重症者用）

B003_確保病床数（うち重症者用）うちECMO管理が可能な病床数

B004_確保病床数（うち重症者用）うち人工呼吸器(※)管理が可能な病床数 ①

B005_確保病床数（うち精神疾患を有する患者用）

可能なら回答

B006_確保病床数（うち妊産婦用）

✓ 協定締結時に重症者用●床等記載している場合は、その病床数を回答（数値入力）してください。（締結していなければ回答不要です。空欄可。）

B007_確保病床数（うち小児用）

B008_確保病床数（うち透析患者用）

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (目的)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
	床 (以下、うち数)	床 (以下、うち数)
対応の内容	重症者用	重症者用
	精神疾患を有する患者	精神疾患を有する患者
	妊産婦	妊産婦
	小児	小児
	障害児者	障害児者
	認知症患者	認知症患者
	がん患者	がん患者
	透析患者	透析患者
	外国人	外国人
即応化の期間		甲からの要請後速やかに（2週間以内を目的に）即応化すること
備考		

※ 流行初期医療確保措置対象の場合は、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

留意事項

年次報告内容について、医療機関毎の協定締結済病床数の公表は予定しておりませんが、G-MIS内の「地域病床見える化」に反映され、平時から医療機関間で確認可能となります。（現時点では「病院」のみが見える化していますが、今後診療所の病床も対象となる予定です。）
※G-MISのログイン後の「見える化」画面を参照してください。既に[B001]等項目番号がついています。

回答方法（病院・有床診）

※病院を参考事例として表示

画面6 続き

[B]病床確保-流行初期経過後 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と必ず事前に協議してください。 **県からあらかじめ登録済み（数字）**

B009_確保病床数

◇B009_確保病床数

可能なら回答

B010_確保病床数（うち重症者用）

B011_確保病床数（うち重症者用）うちECMO管理が可能な病床数

B012_確保病床数（うち重症者用）うち人工呼吸器(※)管理が可能な病床数

B013_確保病床数（うち精神疾患を有する患者用）

B014_確保病床数（うち妊産婦用）

B015_確保病床数（うち小児用）

B016_確保病床数（うち透析患者用）

B110_（特記事項）

B111_予備01

✓ 協定締結時に重症者用●床等記載している場合は、その病床数を回答（数値入力）してください。（締結していなければ回答です。空欄可。）

（医療措置の内容）
第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 （目的）	病床の確保	
	流行初期期間（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<p>床</p> <p>（以下、うち数）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症者用 床 精神疾患を有する患者 床 妊産婦 床 小児 床 障害児者 床 認知症患者 床 がん患者 床 透析患者 床 外国人 床 	<p>床</p> <p>（以下、うち数）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症者用 床 精神疾患を有する患者 床 妊産婦 床 小児 床 障害児者 床 認知症患者 床 がん患者 床 透析患者 床 外国人 床
	<p>即応化の期間</p> <p>備考</p>	<p>甲からの要請後速やかに（2週間以内を目標に）即応化すること</p>

※ 流行初期医療確保措置対象の場合は、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

✓ [B110]特記事項は、協定の備考欄に記載がある場合に、そのとおり回答（文字入力）してください。

✓ 「病床見える化」の備考欄に反映させるためには、日次調査や週次調査の[B027]備考に入力する必要があります。（※「年次調査」だけでは反映されませんので、必要であれば各医療機関で判断いただき、日次調査や週次調査で入力してください。平時でも入力自体は可能です。）

回答方法（病院・診療所）

[C]発熱外来-流行初期、流行初期期間経過後

※病院を参考事例として表示

画面6 続き

[C]発熱外来-流行初期 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と必ず事前に協議してください。

県からあらかじめ登録済み

C001_対応可能な診療数（人/日）

◇C001_対応可能な診療数（人/日）

C002_診療について、かかりつけ患者に限った対応か

✓ [注意!]協定の可→「いいえ」 協定の否→「はい」を選択

C003_診療について、小児患者の対応が可能か

✓ 協定の可→「はい」 協定の否→「いいえ」を選択

C004_対応可能な検査（核酸検出検査）の実施能力（件/日）

県からあらかじめ登録済み

◇C004_対応可

[C]発熱外来-流行初期経過後 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入
府県と必ず事前に協議してください。

県からあらかじめ登録済み

C005_対応可能な診療数（人/日）

◇C005_対応可

C006_診療について、かかりつけ患者に限った対応か

✓ [注意!]協定の可→「いいえ」 協定の否→「はい」を選択

C007_診療について、小児患者の対応が可能か

✓ 協定の可→「はい」 協定の否→「いいえ」を選択

C008_対応可能な検査（核酸検出検査）の実施能力（件/日）

県からあらかじめ登録済み

◇C008_対応可能な検査（核酸検出検査）の実施能力（件/日）

C110_（特記事項）

C111_予備01

✓ 協定締結の内容を回答（選択肢又は数値入力）してください。（協定締結なければ空欄可）

二 発熱外来の実施

対応時期 （用途）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	発熱患者対応可能数 検査（核酸検出）の実施能力 人/日 件/日 （かかりつけ患者以外への対応 （小児患者の対応）	発熱患者対応可能数 検査（核酸検出）の実施能力 人/日 件/日 （かかりつけ患者以外への対応 （小児患者の対応）
備考		

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

✓ C110_特記事項は、協定の備考欄に記載がある場合に、記載のとおり回答（文字入力）してください。
（例：[初期]○○○[初期以降]○○○）

回答方法（病院・有床診）

画面6 続き

[E]後方支援-流行初期 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定の内容を変更する際は、所在の都道府県と事前に協議を行ってください。 **県からあらかじめ登録済み**

E001_後方支援(※)が可能か ①

◇E001_後方支援(※)が可能か ①

E002_うち精神疾患を有する患者の受入が可能か

E003_うち妊産婦の患者の受入が可能か

E004_うち小児の患者の受入が可能か

E005_うち透析患者の受入が可能か

✓ 流行初期に、一般患者または回復後の患者受入が、いずれか「可」である協定であれば「はい」それ以外は「いいえ」

[E]後方支援-流行初期経過後 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更する際は、所在の都道府県と事前に協議してください。

E006_後方支援(※)が可能か ① **県からあらかじめ登録済み**

◇E006_後方支援(※)が可能か ①

E007_うち精神疾患を有する患者の受入が可能か

E008_うち妊産婦の患者の受入が可能か

E009_うち小児の患者の受入が可能か

E010_うち透析患者の受入が可能か

E110_ (特記事項)

E111_予備01

- ✓ 協定の備考欄等を参考にしながら、各医療機関で回答（選択肢「はい」「いいえ」）してください。
- ✓ 協定のように、一般患者や回復後の患者の区別はありません。

四 後方支援

対応時期 (目的)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	病床確保の協定を締結している医療機関に代わって一般患者を受入 回復後の患者の転院受入	病床確保の協定を締結している医療機関に代わって一般患者を受入 回復後の患者の転院受入
備考		

- ✓ E110_特記事項は、協定の備考欄に記載がある場合に、記載のとおり回答（文字入力）してください。
(例：[初期]○○○[初期以降]○○○)

回答方法（病院・有床診）

画面6 続き

[I]その他

✓ このマークをクリックすると、ヘルプテキストが見えます。

I001_医療機関(*)における、3年以上集中治療の経験を有する医師の数 ⓘ

I002_医療機関(*)における、3年以上集中治療の経験を有する看護師の数 ⓘ

I003_医療機関(*)における、3年以上集中治療の経験を有する臨床工学技士の数 ⓘ

I004_人工呼吸器(*)の台数 ⓘ

I005_人工呼吸器(*)の台数（うち重症者用病床に使用可能な台数） ⓘ

I007_ECMOの台数

I110_（特記事項）

✓ 特記事項は、必要があれば記載してください。この項目に県から記載を依頼する事項はありません。

I111_予備01

- ✓ 各機関で回答（数字）してください。
- ✓ [I001]～[I003]は協定締結の中でも、**重症者の確保病床を有する医療機関（うち数で●床と回答している医療機関）のみ**回答してください。
- ✓ 国が医療計画に関連し、把握を希望している項目です。

- ✓ 各機関で回答（数字）してください。
 - ✓ 病床に関する協定の締結がなくても、参考までに回答（数字）をお願いします。
- ※それぞれの定義は、ヘルプテキストを表示させてご確認ください。

- ✓ 病院・診療所は、ここまで確認・入力したら、画面6の一番下に表示される、保存ボタンをクリックし、スライド番号9の画面5①のステータスが「回答済み」になっていることを確認します。そして、スライド番号9画面5②の確認・入力へ進んでください。

回答方法（病院・有床診）

画面7

[D]自宅療養者への医療の提供

D001_オンライン診療・服薬指導が可能な設備を有するか

D006_かかりつけ患者に限った対応か

D110_（特記事項）

D111_予備01

- ✓ 長崎県の協定は、自宅療養者への医療の提供について初期と初期以降を設定していますが、この報告においては、**流行初期以降の時期**についてご回答ください。

[D001]

- ✓ 協定締結の際、いずれかの対象に、電話・オンライン診療が「可」と回答している医療機関は「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 国の設問には「設備」とありますが、電話・往診であっても、「はい」と回答してください。（法定上のオンライン診療の要件とは異なります。）

[D006]

- ✓ 協定の備考欄に、いずれかの対象（健康観察は除く）について、「かかりつけ患者以外は対応不可」または「連携施設以外は対応不可」とひとつでも記載があれば、「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。

[D110]

- ✓ 有事の際、県は協定を参照してコロナ禍を参考に項目を公表する可能性があります。国が有事の際に公表する場合は、G-MISを元に公表する可能性があります。字数制限内で、医療機関として必要と思われる事項を、協定に記載している事実に反しない範囲で、入力（文字）してください。
- ✓ 健康観察に関する対応について入力（文字）する必要はありません。

例1) (D006で「はい」を選択した上で) 自宅療養者についてはかかりつけ患者以外も対応可

例2) 往診のみ対応

例3) 電話・オンライン診療のみ対応

例4) 往診は不可

等

- ✓ **特記事項に入力（文字）しても協定の変更はできません。また県から有事の際に公表する場合には反映されませんのでご注意ください。**

対応時期 (目的)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応			流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）		
	電話・オンライン診療	往診	健康観察の対応	電話・オンライン診療	往診	健康観察の対応
自宅療養者等への医療提供						
自宅療養者						
宿泊療養者						
高齢者施設等						
障害者施設等						
最大対応可能人数		人/日	人/日		人/日	人/日
備考						

※ 電話を用いた診療の対応は、この協定に「オンライン診療」が可能と記載されており、かつ、国から特例的な取り扱いを認める旨の通知があった場合にのみ行う。

※ 最大対応可能人数は、参考値。

回答方法（薬局）

画面7

[D]自宅療養者への医療の提供

- D001_オンライン診療・服薬指導が可能な設備を有するか
はい
- D002_自宅療養者等への非接触型の配送システム（ドローン等）への対応が可能か
はい
- D003_敷地内に感染症専用ブースなどの設備を有するか
はい
- D006_かかりつけ患者に限った対応か
はい
- D110_（特記事項）
- D111_予備01

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 （目的）	流行初期期間（新型インフルエンザ等 感染症等に係る発生等の公表が行われ てから3か月程度）の対応				流行初期期間経過後（新型インフル エンザ等感染症等に係る発生等の公表が 行われてから6か月以内）			
	オンライン 服薬指導	訪問して の 服薬指導	薬剤等 の配送	健康観 察の 対応	オンライン 服薬指導	訪問して の 服薬指導	薬剤等 の配送	健康観 察の 対応
自宅療 養者 等への 医療提供								
対応の内容								
自宅療 養者								
宿泊療 養者								
高齢者 施設等								
障害者 施設等								
最大対応 可能人数		人/日		人/日		人/日		人/日
備考								

※ 電話を用いた服薬指導の対応は、この協定に「オンライン服薬指導」が可能と記載されておらず、かつ、国から特例的な取り扱いを認める旨の通知があった場合にのみ行う。

※ 最大対応可能人数は、参考値。

[D110]

- ✓ 特記事項に（文字）しても協定の変更はできません。県から有事の際に公表する場合には反映されませんのでご注意ください。

- ✓ 長崎県の協定は、自宅療養者への医療の提供について初期と初期以降を設定していますが、この報告においては、**流行初期以降の時期についてご回答ください。**

[D001]

- ✓ 協定締結の際、いずれかの対象に、オンライン服薬指導が「可」と回答している薬局（電話を想定している場合も協定では「可」）は、「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 国の設問には「設備」とありますが、電話・訪問しての服薬指導であっても、「はい」と回答してください。（法定上のオンライン服薬指導の要件とは異なります。）

[D002]

- ✓ 対応可能であれば「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 設問の内容に該当するかどうか迷う場合は、国マニュアルを確認のうえ、スライド5の②（国）へお問い合わせください。
- ✓ **協定の「配送可」の要件とは異なりますご注意ください。**

[D003]

- ✓ 設備があれば、「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 設問の設備に該当するかどうか迷う場合は、国マニュアルを確認のうえ、スライド5の②（国）へお問い合わせください。
- ✓ **協定の締結の要件とは異なりますご注意ください。**

[D006]

- ✓ 医療の提供が「かかりつけ患者以外は対応不可」または「連携施設以外は対応不可」であれば、「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。（「かかりつけ薬剤師」であることを必ず求めているものではありません。）
- ✓ 健康観察に関することは対象外です。

[D110]

- ✓ 有事の際、県は協定を参照してコロナ禍を参考に項目を公表する可能性がありますが、国が有事の際に公表する場合は、G-MISを元に公表する可能性があります。字数制限内で、医療機関として必要と思われる事項を、協定に記載している事実**に反しない範囲で、（文字）してください。**
- ✓ 健康観察に関する対応について（文字）する必要はありません。
例1) 訪問しての服薬指導のみ対応 例2) オンライン服薬指導のみ対応
例3) 訪問しての服薬指導は不可 例4) 自宅療養者のみ対応 等

回答方法（訪問看護事業所）

画面 7

[D] 自宅療養者への医療の提供

D006_ かかりつけ患者に限った対応か
はい

D110_ (特記事項)

D111_ 予備01

- ✓ 長崎県の協定は、自宅療養者への医療の提供について初期と初期以降を設定していますが、この報告においては、**流行初期以降の時期についてご回答ください。**

[D006]

- ✓ 協定の備考欄に、いずれかの対象（健康観察は除く）について、「事業所利用者以外の対応は不可」とひとつでも記載があれば、「はい」を選択してください。それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 健康観察に関することは対象外です。

[D110]

- ✓ 有事の際、県は協定を参照してコロナ禍を参考に項目を公表する可能性がありますが、国が有事の際に公表する場合は、G-MISを元に公表する可能性があります。**字数制限内で、医療機関として必要と思われる事項を、協定に記載している事実**に反しない範囲で、入力（文字）してください。
- ✓ 健康観察に関する対応について入力（文字）する必要はありません。

例1) 自宅療養者の事業所利用者のみ対応 例2) 宿泊療養者の対応は不可 等

- ✓ **特記事項に入力（文字）しても協定の変更はできません。県から有事の際に公表する場合には反映されませんのでご注意ください。**

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目的)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応		流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	
	訪問看護の実施	健康観察の実施	訪問看護の実施	健康観察の実施
自宅療養者等への医療提供				
自宅療養者				
宿泊療養者				
高齢者施設等				
障害者施設等				
最大対応可能人数	人/日	人/日	人/日	人/日
備考				

※ 最大対応可能人数は、参考値。

回答方法（病院・診療所）

※病院を参考事例として表示

画面7

[F]医療人材派遣（医師） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と必ず事前に協議してください。 **県からあらかじめ登録済み**

F001_派遣可能な人数（医師）

◇F001_派遣可能な人数（医師）

F002_うちDMATの人数（医師）

F003_うちDPATの人数（医師）

F004_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（医師）

F005_うち県外派遣可能な人数（医師）

- ✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答（数字）してください。
- ✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄でかまいません。
- ✓ [F002]、[F003] は病院のみが対象であり、病院であっても医療人材派遣の協定締結がない場合や診療所の場合は、回答の必要はありません。（空欄可）

- ✓ [F002] 協定の①に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F003] 協定の②に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F004] 協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、**病院で感染制御管理が可能なチームに所属している医師の数**を入力（数字）（国が把握を希望する数となっており、協定の「感染症予防等業務関係者数」とは異なります。）
- ✓ [F005] 協定の③に記載の数字を入力（数字）

五 医療人材派遣

対応の内容	対応時期（目途）	流行初期期間経過後（新型コロナウイルス等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	感染症医療担当従事者	感染症予防等業務関係者
	計			
派遣可能		人（人）	人（人）	人（人）
医師		人（③人）	人（人）	F004参考人（人）
看護師		人（人）	人（人）	人（人）
その他		人（人）	人（人）	人（人）
DMAT		人 ※うち医師	①人、看護師	人、その他 人
DPAT		人 ※うち医師	②人、看護師	人、その他 人
災害支援ナース		人（人）		
備考				

※ 上記DMAT,DPAT及び災害支援ナースの人数は、改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定参照。

※（ ）内は、県外派遣可能な人数とする。（参考記載）

回答方法（病院・診療所）

※病院を参考事例として表示

画面7

[F]医療人材派遣（看護師） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と必ず事前に協議してください。 **県からあらかじめ登録済み**

F006_派遣可能な人数（看護師）

◇F006_派遣可能な人数（看護師）

F007_うちDMATの人数（看護師）

F008_うちDPATの人数（看護師）

F009_うち災害支援ナースの人数（看護師）

F010_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（看護師）

F011_うち県外派遣可能な人数（看護師）

- ✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答（数字）してください。
- ✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄でかまいません。
- ✓ [F007]、[F008] は病院のみが対象であり、病院であっても医療人材派遣の協定締結がない場合や診療所の場合は回答の必要はありません。（空欄可）

- ✓ [F007] 協定の①に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F008] 協定の②に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F009] 協定の③に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F010] 協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、**病院で感染制御管理が可能なチームに所属している看護師の数**を入力（数字）（国が把握を希望する数となっており、協定の「感染症予防等業務関係者数」とは異なります。）
- ✓ [F011] 協定の④に記載の数字を入力（数字）

五 医療人材派遣

対応時期 (目的)	流行初期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）		
	計	感染症医療担当従事者	感染症予防等業務関係者
派遣可能	人（人）	人（人）	人（人）
対応の内容	医師	人（人）	人（人）
	看護師	人（④人）	人（人）
	その他	人（人）	人（人）
	DMAT	人 ※うち医師	人、看護師 ①人、その他
	DPAT	人 ※うち医師	人、看護師 ②人、その他
	災害支援ナース	③人（人）	
備考			

※ 上記DMAT,DPAT及び災害支援ナースの人数は、改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定参照。

※（ ）内は、県外派遣可能な人数とする。（参考記載）

回答方法（病院・診療所）

※病院を参考事例として表示

画面7

[F]医療人材派遣（医師・看護師以外） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と事前に協議してください **県からあらかじめ登録済み**

F012_派遣可能な人数（医師・看護師以外）

◇F012_派遣可能な人数（医師・看護師以外）

F013_うちDMATの人数（医師・看護師以外）

F014_うちDPATの人数（医師・看護師以外）

F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（医師・看護師以外）

F016_うち県外派遣可能な人数（医師・看護師以外）

F110_（特記事項）

F111_予備01

✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答（数字）してください。

✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄でかまいません。

✓ [F013]、[F014] は病院のみが対象であり、病院であっても医療人材派遣の協定締結がない場合や診療所の場合は、回答の必要はありません。（空欄可）

- ✓ [F013] 協定の①に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F014] 協定の②に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F015] 協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、**病院で感染制御管理が可能なチームに所属しているその他の職種の数**を入力（数字）（国が把握を希望する数となっており、協定の「感染症予防等業務関係者数」とは異なります。）
- ✓ [F016] 協定の③に記載の数字を入力（数字）
- ✓ [F110] 協定の④に記載の職種をそのまま入力（文字）

五 医療人材派遣

対応時期 (目的)	流行初期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）			
	計	感染症医療担当従事者	感染症予防等業務関係者	
派遣可能	人（人）	人（人）	人（人）	
対応の内容	医師	人（人）	人（人）	
	看護師	人（人）	人（人）	
	その他	人（③人）	人（人）	
	DMAT	人 ※うち医師	人、看護師	人、その他 ①人
	DPAT	人 ※うち医師	人、看護師	人、その他 ②人
災害支援 ナース	人（人）			
備考	④			

※ 上記DMAT,DPAT及び災害支援ナースの人数は、改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定参照。

※（ ）内は、県外派遣可能な人数とする。（参考記載）

回答方法（薬局）

画面7

[F]医療人材派遣（医師・看護師以外） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と事前に協議してください **県からあらかじめ登録済み**

F012_派遣可能な人数（医師・看護師以外）

◇F012_派遣可能な人数（医師・看護師以外）

F013_うちDMATの人数（医師・看護師以外）

F014_うちDPATの人数（医師・看護師以外）

F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（医師・看護師以外）

F016_うち県外派遣可能な人数（医師・看護師以外）

F110_（特記事項）

F111_予備01

✓ 特に県から報告依頼事項はありませんので空欄でかまいません。

- ✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答（数字）してください。
- ✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、空欄でかまいません。
- ✓ [F013]、[F014]、[F015]
病院のみが対象であり、回答の必要はありません。（空欄可）
- ✓ [F016]
協定の①に記載の数字を回答してください。

ニ 医療人材派遣

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	
対応の内容	職種（薬剤師）	感染症医療担当従事者
	派遣可能	人（①人）

※（ ）内は、県外派遣可能な人数とする。（参考記載）

回答方法（訪問看護）

画面7

[F]医療人材派遣（看護師） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。協定内容を変更の際は所在の都道府県と必ず事前に協議してください。 **県からあらかじめ登録済み**

F006_派遣可能な人数（看護師）	◇F006_派遣可能な人数（看護師）
F007_うちDMATの人数（看護師）	
F008_うちDPATの人数（看護師）	
F009_うち災害支援ナースの人数（看護師）	
F010_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（看護師）	
F011_うち県外派遣可能な人数（看護師）	

- ✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答（数字）してください。
- ✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、空欄でかまいません。
- ✓ [F007]、[F008]、[F010]
病院のみが対象であり、回答の必要はありません。（空欄可）
- ✓ [F009]
人材派遣の協定を締結しており、派遣予定対象者が「災害支援ナース（登録済）」である場合は、回答（数字）してください。
（※[F006]の数字を超えることはありません。（うち数））
それ以外は、空欄でかまいません。

[F]医療人材派遣（医師・看護師以外） ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合の在の都道府県と事前に協議してください

F012_派遣可能な人数（医師・看護師以外）	◇F012_派遣可能な
F013_うちDMATの人数（医師・看護師以外）	
F014_うちDPATの人数（医師・看護師以外）	
F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数（医師・看護師以外）	
F016_うち県外派遣可能な人数（医師・看護師以外）	

- ✓ [F011]
協定の①に記載の数字を回答してください。

二 医療人材派遣

対応時期（目的）	流行初期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）			
対応の内容	看護師	合計	感染症医療担当従事者	感染症予防等業務関係者
	派遣可能	人（①人）	人（人）	人（人）

※（ ）内は、県外派遣可能な人数とする。（参考記載）

長崎県の協定は、訪問看護事業所とは、看護師の派遣についてのみ締結していますので、（医師・看護師以外）の設問には回答不要です。（[F012]～[F016]と[F110]は空欄可。）

回答方法（全機関共通）

画面7

[G]個人防護具の備蓄状況

G001_【医療用（サージカル）マスク 協定に基づく備蓄量（か月分）

①を記入

G002_【医療用（サージカル）マスク 協定に基づく備蓄量（枚）

②を記入

G003_【医療用（サージカル）マスク 調査時点での備蓄量（枚）

G004_【N95マスク(※) 協定に基づく備蓄量（か月分）

③を記入

G005_【N95マスク(※) 協定に基づく備蓄量（枚）

④を記入

G006_【N95マスク(※) 調査時点での備蓄量（枚）

G007_【アイソレーションガウン(※) 協定に基づく備蓄量（か月分）

⑤を記入

G008_【アイソレーションガウン(※) 協定に基づく備蓄量（枚）

⑥を記入

G009_【アイソレーションガウン(※) の調査時点での備蓄量（枚）

G010_【フェイスシールド(※) 協定に基づく備蓄量（か月分）

⑦を記入

G011_【フェイスシールド(※) 協定に基づく備蓄量（枚）

⑧を記入

G012_【フェイスシールド(※) 調査時点での備蓄量（枚）

G013_【非滅菌手袋 協定に基づく備蓄量（か月分）

⑨を記入

G014_【非滅菌手袋 協定に基づく備蓄量（枚）

⑩を記入

G015_【非滅菌手袋 調査時点での備蓄量（枚）

1,000

G100_（特記事項）

G101_予備01

留意事項

- ✓ [G]個人防護具の備蓄状況は、備蓄について協定締結をしていなくても、**全ての設問に何らか数字を回答（入力）しなければ、「回答済み」になりません。**
- ✓ **必ず備蓄をしない協定を締結した場合も「0」（数字、ゼロ）を入力してください。**

- ✓ 各医療機関の協定から、次の数字を回答（数字を入力）してください。（①～⑩）（※協定締結をしていない場合も必ず「0」を入力）

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

品目	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
期間	① か月分	③ か月分	⑤ か月分	⑦ か月分	⑨ か月分
枚数	② 枚	④ 枚	⑥ 枚	⑧ 枚	⑩ 枚 (双)

- ✓ [G003]、[G006]、[G009]、[G012]、[G015]は、**調査時点（12/15時点）の実際の備蓄量を回答（数字を入力）してください。**備蓄がない場合や協定を締結していない場合も、**必ず、0（数字、ゼロ）を入力してください。**

- ✓ このマークをクリックすると、ヘルプテキストが見えますので、確認してください。

- ✓ 特記事項は、必要があれば記載してください。この項目に県から記載を依頼する事項はありません。
- ✓ 空欄のままでも、次に進めます。

回答方法（全機関共通）

[H]については、全医療機関、必ず回答してください

画面7

[H]その他

H001_年1回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練(*)を実施したか

H002_院内感染対策に関する地域のネットワークに参加しているか

H110_ (特記事項)

H111_予備01

各機関が回答（選択肢）してください。

[H001]

- ✓ 「はい」または「いいえ」を選択してください。
- ✓ 外部の機関が行う研修又は訓練へ参加した場合も、「はい」を選択してください。
- ✓ この回答は、令和6年度中（R7.3末まで）に参加又は実施する予定がある場合は、予定であっても、「はい」を選択してください。
- ✓ 長崎県の場合、協定第9条または第10条に記載の「平時における準備」に該当します。

[H110]

- ✓ 特記事項は、[001]の実施または参加が予定の場合、実施又は参加予定の時期を記載してください。

（例）令和7年2月中に実施予定

令和7年3月中に他機関が行う訓練に参加予定 等

（※令和6年度に既に実施済みである場合は、回答不要です。）

- ✓ 特記事項は、[002]で「はい」を選択し、長崎感染制御ネットワーク以外のネットワークの場合は、名称を入力（文字）してください。

（※長崎感染制御ネットワークである場合は、入力不要（回答不要）です。）

[H002]

- ✓ 「はい」または「いいえ」を選択してください。
- ✓ 「長崎感染制御ネットワーク」へ参加している機関は、「はい」を選択してください。
- ✓ **【注意】「長崎感染制御ネットワーク」は病院、診療所のみを対象としています。**
- ✓ その他、各機関がこの設問に該当するかどうか迷う場合は、スライド5の②（国）へお問い合わせください。

- ✓ ここまで確認・入力したら、画面7の一番下に表示される、保存ボタンをクリックし、スライド番号9の画面5のステータスが「未回答」が消えていることを確認してください。

年次報告完了（全機関共通）

※病院を参考事例として表示

The screenshot shows the G-MIS portal with two survey sections. Section 1 is for '協定締結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱外来/後方支援)' and Section 2 is for '協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄)'. Both sections have a table with columns for 'タイトル', '回答ステータス', '医療機関名', and '医療機関コード'. The '回答ステータス' column for both sections shows '未回答' (Unanswered) for the 2024 survey, which is highlighted with a red dashed box. The '医療機関名' column shows '病院' (Hospital) and the '医療機関コード' column shows '3456789012'. Below the tables are 'すべて表示' (Show all) links. At the bottom left, there is contact information for the厚生労働省G-MIS事務局 (Ministry of Health, Labour and Welfare G-MIS Secretariat) and a copyright notice.

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 ▼ お知らせ お問い合わせ FAQ レポート ▼ 医療機関マスタ

画面 5

① 協定締結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱外来/後方支援)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_病院_年次調査	未回答	病院	3456789012
2024年度_病院_年次調査	未回答	病院	3456789012

すべて表示

② 協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_病院_年次調査	未回答	病院	3456789012
2024年度_病院_年次調査	未回答	病院	3456789012

すべて表示

厚生労働省G-MIS事務局
電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

- ✓ （画面5）回答ステータスは、「2024年度 ○○（機関表示）_年次調査」分（病院、診療所は①と②、薬局、訪問看護事業所は②のみ）が「未回答」が消えていれば、年次調査は終了です。
- ✓ 調査へのご協力、本当にありがとうございました。
- ✓ もし、回答ステータスが「未回答」となっている場合は、年次報告が完了していません。スライド9からやり直す必要があります。